

役場と公務員の人権感覚について

県内の市町村役場を回って感じたこと

信頼できる人間の資質の一つに誠実さがある。誰に対しても、態度、言葉遣いが一貫して変わらない姿は優れた人権感覚を備えている証(あかし)であり、はた目で見てもすがすがしい。

明治維新後の文明開化をリードした福沢諭吉の自伝「福翁自伝」は、我が国自伝文学の傑作として知られるが、その中に次のような面白い記述がある。

諭吉は、道中、向こうから行きかう人ごとに、態度を変えて話しかけると、こちらの態度の違いで相手もまるでゴム人形のように態度を変える、と驚く。諭吉は、これは文明開化以前のそれまでの封建時代のなごりと思っていたようだが、百年以上経った現在でも、こうした封建時代の国民性のなごりは相当あるのではなかろうか。



若き日の福沢諭吉

最近、A市役所を入札参加についての相談で訪れた。

私が関わっている会社が同市・諸施設の電気設備保安業務の入札に参加するためにはどうしたらよいのかを担当課に相談に行ったのだが、担当者の態度に“上から目線”を強く感じた。

こちらの質問への応答が横柄であり、規則を盾にとって杓子定規の対応しかしようとしな

相手の身になって、親身に対応しようとする姿勢がほとんど感じられなかった。

さらに、私が同和会の会長であることを偏見の目で見ているようで、私たちの団体を同和関係者の当事者団体ではなく「エセ同和」組織と勘違いしている節があるように感じられた。

他にも、いくつかの役場をまわる中で、職員が、市民のなかで最も親切に対応すべき、弱い立場にある人や本当に困っている人、例えば高齢者とか障害者とか生活困窮者等に対して、相手の気持ちを汲み取ろうとせず、形式的で冷たい対応をとっている場面によく出くわす。

その一方で、議員とか地域の有力者からの相談や要望には、懇切丁寧に対応している例が多い。

こうした例をたびたび見聞きすると、明治維新前の封建的な意識(公務員のお上意識)がいまだに根強く残っている感は否めない。

日本国憲法(第15条の2)によれば「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とあり、地方公務員法第30条(サービスの根本基準)では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とある。(国家公務員法にも同様の規定あり)

公務員の姿勢として、相手の地位によって態度を変えるなどは論外であり、「市民によって雇われ、市民のために奉仕する公僕である」という自覚を一瞬たりとも忘れてはならないと思う。

国が平成12年に定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(第5条・地方公共団体の責務)では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあるが、本県及び県内市町村は、人権教育及び啓発に関する施策(指針等)を定めていない全国で数少ない自治体の一つである。

まずは、県及び全ての市町村(含・教育委員会)が連携して、人権教育・啓発に関する確固たる施策方針を確立するとともに、役場職員や学校教員などの公僕が率先して、市民のお手本となるような高い人権意識、及び市民への奉仕意識を備えた行動を心がけてほしいと思う。

そのために、公務員の人権意識を高める研修や、県・市町村の人権関係課等が参加する人権施策推進会議を定期的開催する等を通じて、県内の役場職員や教育関係者の人権意識の全体的な底上げを図る取り組みを早急に行うよう切に望みたい。

(国連 NGO 横浜国際人権センター山梨県支部・支部長(全日本同和会山梨県連合会会長) 横山隆史(よこやま たかし) 記)